

令和7年度における国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）令和7年度の機構における中小企業・小規模事業者向け契約目標については、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が、令和6年度までの実績を基に算出した67.4%、金額が約16.1億円を上回ることを目標とし、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標については、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指す」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達部署は、次の事項について取り組むこととする。

（1）官公需情報の提供の徹底

- ①一般競争入札による発注に関する情報をホームページへの掲載及び公式Xの活用により中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。また、一般競争入札に係る落札に関する情報についてホームページへの掲載による情報提供を実施する。
- ②発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載を実施する。

（2）中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。

②著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努めるものとする。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

③契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

（3）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

（4）中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

①一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができる。

③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、極力分離・分割発注を行うこと。

④燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入るなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

（5）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、その他最低賃金又はその近傍の人物費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ①最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成する。
- ②入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応する。

（6）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ①物件及び役務の契約について、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ②上記の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。
また、複数年度にわたる契約においては、同指針を参考に発注者として少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとし、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく再委託先も含めて適切に請負代金を設定するよう配慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

（1）調達部署は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。

（2）調達部署は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

（1）本方針の適用範囲

本方針は、機構の本支部に適用する。

（2）中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとする。

本部長 法務部長

本部員 調達契約課長

その他本部長が指名する職員

（事務局 法務部調達契約課）

なお、推進本部においては、第1に掲げる目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

（3）制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

附則

○本方針の公表

法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。